

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

令和 2 年 2 月 2 6 日

地域づくり推進部

陳情（新規）

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
2 年 - 3 (2. 2. 12)	地域づくり	自衛隊の中東派遣 に反対する意見書 の提出について 倉吉市 (個人)	1 派遣の根拠及び派遣計画 (1) 根拠法令：防衛省設置法 ※特措法制定なし 第4条 防衛省は、次に掲げる事務をつかさどる。 18 所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと。 (2) 派遣方針(概要) ・中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報を収集することを目的とし、護衛艦1隻を派遣するほか、海賊対処のためソマリア沖に派遣中の哨戒機2機を活用 ・不測の事態が生じた時は、自衛隊法第82条の規定に基づき、武器使用が可能となる海上警備行動を発令して対応（不測の事態における保護対象：日本籍船、日本人が乗船しているか日本の積み荷を輸送する外国籍船） ・活動範囲は、オマーン湾、アラビア海北部及びバブ・エル・マンドブ海峡東側のアデン湾の三海域の公海（ホルムズ海峡やペルシャ湾は活動範囲から除外） ・活動期間を令和2年12月26日までの1年間（延長はその都度閣議決定） ・国会に活動内容を報告（閣議決定時と活動終了時） 2 現在の状況 令和元年 12月27日 「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」閣議決定 令和2年 1月10日 「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」に基づき、防衛大臣が情報収集活動の実施を命じる。 1月20日 11日に出国したソマリア沖海賊の対策部隊派遣海賊対処行動航空隊のP-3Cが情報収集活動を開始。 2月2日 派遣情報収集活動水上部隊が編成され、護衛艦「たかなみ」が横須賀港を出港。2月下旬に活動海域に到着し、情報収集活動を開始予定。 3 県の取組状況 外交・防衛に関する事項は国の専権事項であり、県としては、国の動向を注視している。 <参考>過去の「調査・研究」に基づく海上自衛隊護衛艦の出動例 平成13年 ・米空母の横須賀港出港の際に、護衛艦が警戒監視活動のため随伴 (2001年) ・旧テロ対策特別措置法に基づく米海軍など各国艦艇への後方支援の準備のため、インド洋に派遣